



## 県外で妊婦健診を受診した場合の助成申請の流れ

### 1 県外の医療機関で受診します

【持ち物】

- ① 津市母子保健のしおり(妊婦健診結果票)
- ② 母子健康手帳
- ③ 医療機関への説明文書
- ④ 健診費用(医療機関、健診内容によって異なります)

妊婦健診に係る費用は、全額医療機関にお支払いください。その際発行される領収書や明細書は必ず申請に必要です。

複数回の申請が1枚の申請書で可能です。

### 2 助成申請の書類をチェックします

- ① 妊婦健診結果票に「A」・「B」と記入してあるもの  
 受診した健診内容の結果はすべて記入済みですか？  
 健診の受診日は記入済みですか？  
 医療機関の名称は記入済みですか？
- ② 医療機関が発行した領収書及び明細書  
 健診の受診日と、領収書の日付は一致しますか？  
 医療機関の名称が記載済みですか？
- ③ 妊婦一般健康診査県外受診費助成申請書(県外受診申請の際に市が交付した書類)  
 申請書の申請者氏名や振込先預金口座名義人の氏名、結果票の妊婦氏名、領収書の氏名は、それぞれ妊婦さんご本人の氏名と同じですか？  
※申請者と振込先預金口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です  
(委任状には押印が必要です。スタンプタイプの印鑑はご使用できません)  
※受診時と申請時で氏名変更がある場合(例:口座名義人や結果票、領収書の氏名が旧姓など)は、氏名変更が分かる書類の提出をお願いします。  
氏名変更が分かる書類:下記①～②のいずれか一つ  
①運転免許証の写し(表面と裏面の両面) ②戸籍謄本の写し  
 申請者(保護者)の住所、氏名、電話は申請者本人がご記入(自署)ください。  
※代理人が記入する場合は、押印(スタンプタイプの印鑑は不可)が必要です。  
※ 振込先預金口座名義人が、妊婦さんご本人ではない場合は、委任状が必要です。  
(委任状には押印が必要です。スタンプタイプの印鑑はご使用できません)  
なお、年度をまたぐ場合は、委任状は2枚必要です。

### 3 最寄りの保健センターに申請書類を提出します。(郵送でも可能です。)

受診後、速やかに申請書類を最寄りの保健センターに提出、または郵送してください。  
複数回分をまとめた申請も可能です。

受診後は、速やかに申請書類を提出してください。  
助成申請が遅れると助成を受けられない場合があります。

